埼玉県あんしん賃貸支援事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、埼玉県あんしん賃貸支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第２３条の規定に基づき、埼玉県あんしん賃貸支援事業を実施する上で必要な事項を定めるものとする。

（あんしん賃貸住宅の登録消除）

第２条　実施要綱第１０条第１項第１号の登録消除の申請は、別記様式１により行うものとする。

２　県は、前項の申請を受けたときは、当該あんしん賃貸住宅の登録を消除するとともに、その旨を別記様式１－１により通知するものとする。

（サポート店の登録等）

第３条　実施要綱第１２条第４項及び第１８条２項のサポート店リストに登録した旨の申請者への通知は、別記様式２により、関係四団体への通知は、別記様式２－１により行うものとする。

２　実施要綱第１７条第２項の登録の取消しの申出は、サポート店が関係四団体を通じて、又は県に直接、別記様式３により行うものとする。

３　県は、前項の申請を受けたときは、当該サポート店の登録を消除するとともに、その旨を別記様式４、４－１により通知するものとする。

（サポート店の活動状況の報告等）

第４条　実施要綱第１２条第５項の活動状況の報告は、別記様式５により求めるものとする。

２　前項の報告を受け、県は、積極的に活動を行っているサポート店をあんしんＨＰ上に公表するものとする。

　　附　則

　この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２５年４月１日から施行する。

　　附　則

　この要領は、平成２６年９月１日から施行する。

　　附　則

　この要領は、令和２年２月１日から施行する。